

保育所等保育料の改定について

1 経過と目的

本市では「吹田市使用料・手数料及び自己負担金設定に関する基本方針」に基づき、「受益と負担の公平性の確保」の観点から料金設定の適正化及び定期的な見直しを行うこととしています。本年度はその年度にあたるため、社会情勢の変化等に鑑み、保育所等保育料（以下、保育料という。）の改定を行おうとするものです。

2 本市が定める保育料の特徴（改定前）

保育料は、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号にて、「政令で定める額の範囲内で世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村がさだめる額」とされており、本市では、保育料の歳入合計額が国の定める徴収基準額の7割となるように設定し、生活保護世帯や市民税非課税世帯などの低所得者に配慮しながら、できるだけなだらかな増額となるよう設定しています。

本市は、近隣他市と比較し、低・中所得世帯の保育料を大きく軽減しており、高所得世帯の軽減は小さくすることで、市の歳入確保を図っています。

3 改定のポイント

- (1) 平成25年（2013年）4月以来、12年ぶりの改定となります。
- (2) 子どもを社会で育てるという考え方の進展により、近年は世帯の所得に関わらず子育て支援することが求められていることから、他市の設定水準を参考としながら高所得世帯の保育料を設定します。

4 改定案

別紙のとおり

5 改定スケジュール案

令和6年（2024年）10月	政策調整会議（庁内会議）
令和7年（2025年）4月	保育料改定

保育料改定案(満3歳未満保育認定子ども)

(単位:円)

階層		国基準額		現行		改定案			
国	市	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間		短時間	
							現行との差		現行との差
1	A	0	0	0	0	0	0	0	0
2	B	9,000	9,000	0	0	0	0	0	0
3	C	19,500	19,300	6,800	6,700	6,800	0	6,700	0
	D01			8,200	8,100	8,200	0	8,100	0
4	D02	30,000	29,600	10,000	9,900	10,000	0	9,900	0
	D03			12,800	12,600	12,800	0	12,600	0
	D04			16,400	16,200	16,400	0	16,200	0
5	D05	44,500	43,900	19,600	19,300	19,600	0	19,300	0
	D06			24,600	24,200	24,600	0	24,200	0
	D07			33,000	32,500	33,000	0	32,500	0
6	D08	61,000	60,100	42,000	41,300	42,000	0	41,300	0
	D09			51,200	50,400	51,200	0	50,400	0
7	D10	80,000	78,800	59,200	58,200	56,800	△2,400	55,900	△2,300
	D11			67,200	66,100	62,200	△5,000	61,200	△4,900
8	D12	104,000	102,400	77,200	75,900	70,200	△7,000	69,100	△6,800
	D13			87,200	85,800	78,000	△9,200	76,800	△9,000